

# 厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和2年5月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

## 1. 総括

### (1) 適用状況

- 令和2年5月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,297万人であり、前年同月に比べて、6万人（0.1%）減少している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,450,477	40,854,696	25,109,858	15,744,838	312,616
船員以外	2,446,302	40,802,473	25,057,635	15,744,838	312,499
一般男子	-	25,057,165	25,057,165	-	354,715
女子	-	15,744,838	-	15,744,838	245,312
坑内員	-	470	470	-	364,549
（再掲）短時間労働者	36,905	496,227	132,680	363,547	146,235
船員	4,175	52,223	52,223	-	404,195
国民年金	-	22,113,534	7,421,555	14,691,979	-
第1号	-	13,819,240	7,241,285	6,577,955	-
任意加入	-	185,073	65,576	119,497	-
第3号	-	8,109,221	114,694	7,994,527	-
合計	-	62,968,230	32,531,413	30,436,817	-

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

### (2) 給付状況

- 令和2年5月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,469万人であり、前年同月に比べて、11万人（0.3%）減少している。

注. 厚生年金保険（第1号）の受給（権）者とは、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表2 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	35,481,809	15,401,704	14,001,571	452,650	5,606,435	19,449
旧共済組合を除く	35,125,951	15,190,776	13,935,413	449,970	5,530,835	18,957
旧法	877,173	307,276	234,035	31,404	285,904	18,554
新法	34,229,085	14,876,706	13,700,399	417,559	5,234,421	-
（再掲）基礎あり	26,309,366	13,807,180	12,155,392	284,588	62,206	-
基礎または定額あり	26,067,960	13,884,200	12,183,760	-	-	-
基礎繰上げあり	1,975,804	575,445	1,400,359	-	-	-
基礎繰上げなし	24,092,156	13,308,755	10,783,401	-	-	-
基礎及び定額なし	2,509,145	992,506	1,516,639	-	-	-
船員保険（旧法）	19,693	6,794	979	1,007	10,510	403
旧共済組合計	355,858	210,928	66,158	2,680	75,600	492
旧法	97,615	71,100	2,271	1,056	22,696	492
新法	258,243	139,828	63,887	1,624	52,904	-
（再掲）基礎あり	200,936	138,703	60,873	1,358	2	-
国民年金計	35,714,699	32,701,506	934,955	1,995,126	83,112	-
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	7,729,007	5,635,564	433,331	1,630,617	29,495	-
旧法拠出制	799,816	431,836	320,363	39,113	8,504	-
新法基礎年金	34,914,883	32,269,670	614,592	1,956,013	74,608	-
（再掲）基礎のみ	8,025,476	6,248,434	114,047	1,636,141	26,854	-
（再掲）基礎のみ共済なし	6,929,191	5,203,728	112,968	1,591,504	20,991	-
福祉年金	25	25	-	-	-	-
合計	44,686,231	34,157,352	2,720,261	2,161,830	5,627,339	19,449

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者という。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

○ 令和2年5月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆6千億円であり、前年同月に比べて、2千億円（0.5%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表3 制度別受給者年金総額

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	25,551,264	17,231,004	2,458,932	314,263	5,541,779	5,286
旧共済組合を除く	25,134,915	16,919,194	2,443,995	311,758	5,454,799	5,169
旧 法	915,453	489,345	88,178	36,859	296,008	5,063
新 法	24,179,783	16,410,137	2,355,482	272,767	5,141,398	・
（別掲）基礎年金	17,928,495	9,754,215	7,871,694	242,457	60,128	・
船員保険（旧法）	39,679	19,712	336	2,132	17,393	106
旧共済組合 計	416,348	311,810	14,936	2,505	86,980	118
旧 法	179,988	150,741	1,076	1,507	26,547	118
新 法	236,360	161,069	13,860	998	60,433	・
（別掲）基礎年金	149,240	103,405	44,707	1,126	2	・
国民年金 計	24,075,540	22,051,646	215,236	1,725,533	83,125	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,992,090	3,450,693	99,131	1,416,589	25,678	・
旧法抛出处	325,205	213,271	73,699	34,403	3,833	・
新法基礎年金	23,750,335	21,838,375	141,537	1,691,130	79,292	・
（再掲）基礎のみ	5,477,363	4,003,317	25,705	1,420,085	28,257	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,666,885	3,237,422	25,432	1,382,186	21,845	・
福祉年金	10	10	・	・	・	・
合 計	49,626,813	39,282,660	2,674,168	2,039,796	5,624,903	5,286

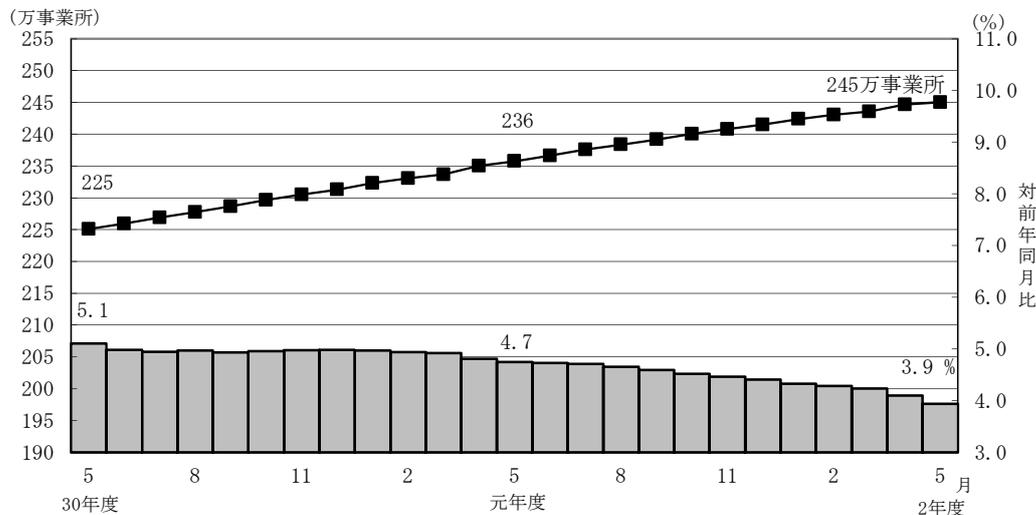
- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。
2. 年金総額には一部停止額を含む。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

## 2. 厚生年金保険

### (1) 適用状況

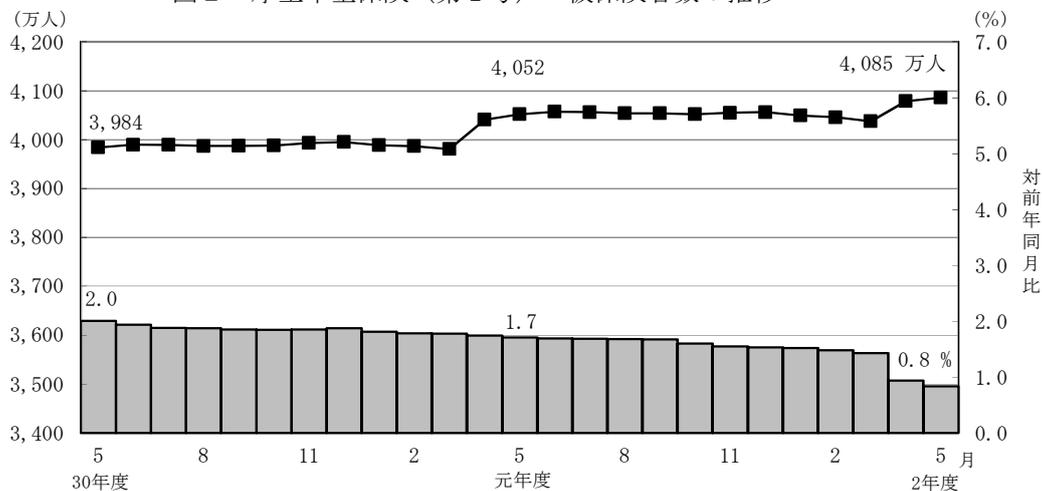
○ 令和2年5月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は245万事業所であり、前年同月に比べて9万事業所（3.9%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



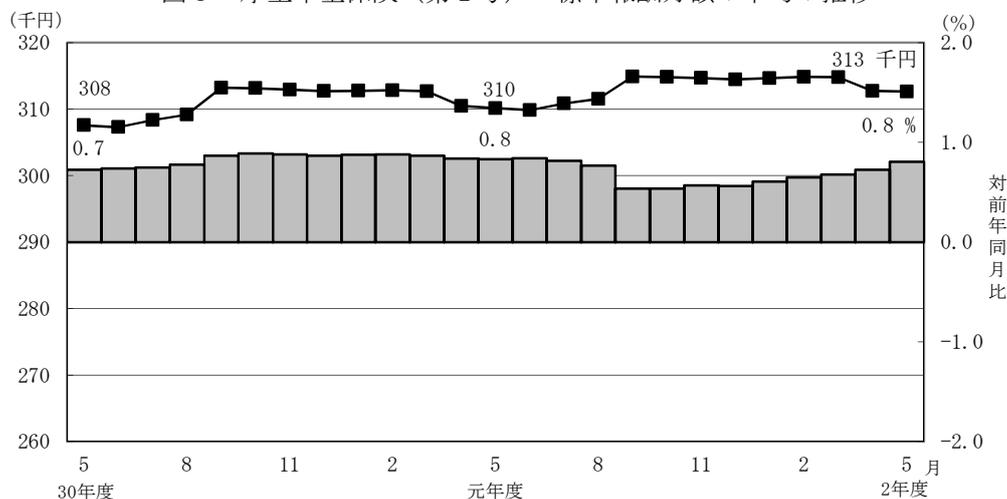
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,085万人となっており、前年同月に比べて34万人（0.8%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,506万人（対前年同月比6万人、0.3%増）、女子が1,574万人（対前年同月比27万人、1.8%増）、坑内員が5百人（対前年同月比55人、10.5%減）、船員が5万人（対前年同月比9百人、1.6%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、31万2,616円となっており前年同月に比べて0.8%増加している。内訳をみると、一般男子は35万4,715円（対前年同月比0.8%増）、女子は24万5,312円（対前年同月比1.2%増）、坑内員は36万4,549円（対前年同月比1.4%増）、船員が40万4,195円（対前年同月比0.7%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

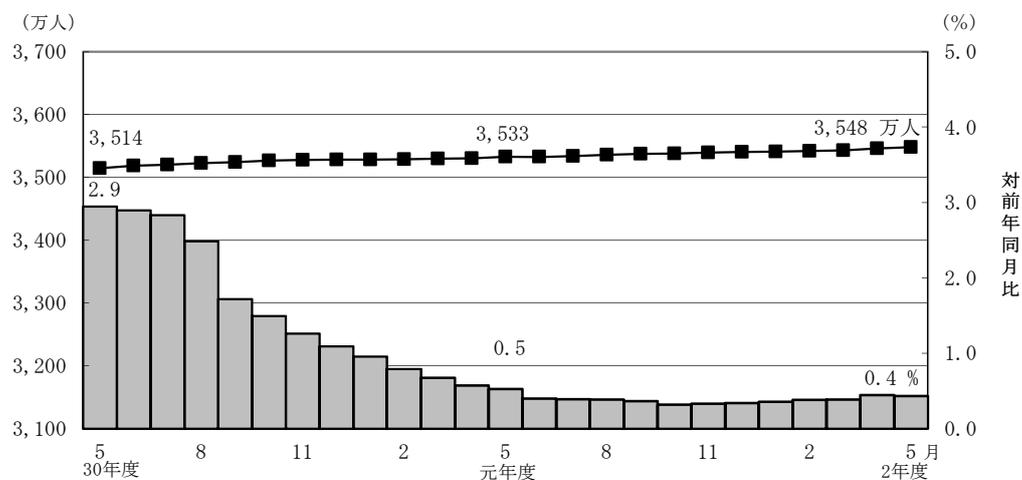


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は5万事業所、賞与支給被保険者数は149万人、標準賞与額の前平均は23万5,048円となっている。

## (2) 給付状況

- 令和2年5月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,548万人（旧法厚年分88万人、新法厚年分3,423万人、旧法船保分2万人、旧共済分36万人）で、前年同月に比べて15万人（0.4%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,940万人（旧法厚年分54万人、新法厚年分2,858万人、旧法船保分8千人、旧共済分28万人）で、前年同月に比べて8万人（0.3%）増加している。
- 障害給付の受給者数は45万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分42万人、旧法船保分1千人、旧共済分3千人）で、前年同月に比べて1万人（2.9%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は563万人（旧法厚年分30万人、新法厚年分523万人、旧法船保分1万人、旧共済分8万人）で、前年同月に比べて6万人（1.1%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和2年5月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、14万6,567円となっている。

- 令和2年5月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は17万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和元年12月	34,687	21,131	13,556	21,081,830	18,501,062	2,580,768	50,648	72,962	15,865
令和2年1月	31,929	19,141	12,788	19,067,722	16,643,580	2,424,142	49,766	72,460	15,797
2月	30,693	18,274	12,419	18,217,908	15,863,429	2,354,479	49,463	72,341	15,799
3月	30,402	17,918	12,484	17,891,272	15,533,381	2,357,891	49,041	72,243	15,739
4月	29,208	17,033	12,175	17,015,013	14,711,927	2,303,086	48,546	71,978	15,764
5月	32,030	18,928	13,102	18,527,364	16,033,036	2,494,328	48,203	70,588	15,865

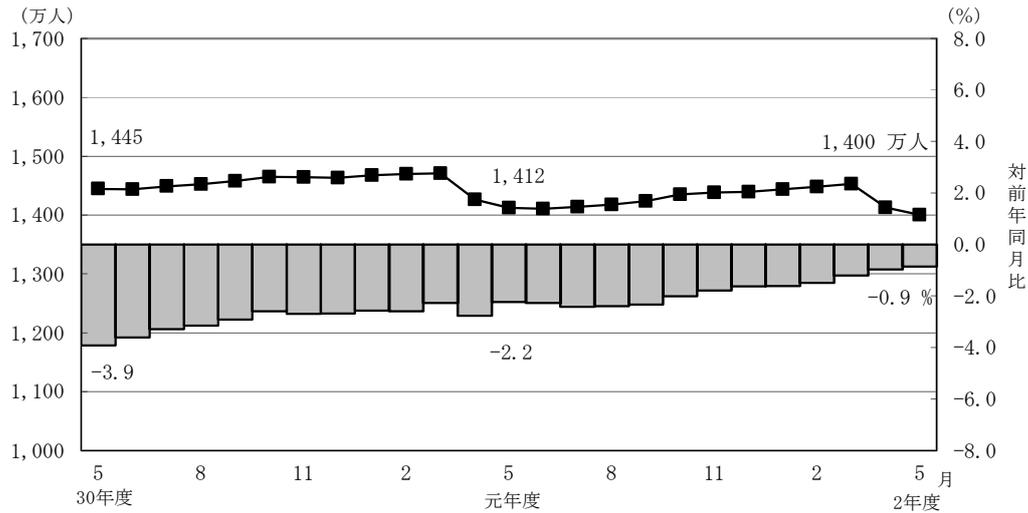
	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和元年12月	209,623	201,716	7,907	27,774,332	27,066,645	707,686	11,041	11,182	7,458
令和2年1月	200,709	192,905	7,804	26,606,226	25,906,586	699,640	11,047	11,191	7,471
2月	192,692	184,989	7,703	25,534,485	24,843,305	691,180	11,043	11,191	7,477
3月	187,445	179,731	7,714	24,763,945	24,073,330	690,614	11,009	11,162	7,461
4月	180,407	172,757	7,650	23,778,410	23,091,992	686,418	10,984	11,139	7,477
5月	170,106	162,608	7,498	22,324,471	21,657,673	666,798	10,937	11,099	7,411

### 3. 国民年金

#### (1) 適用状況

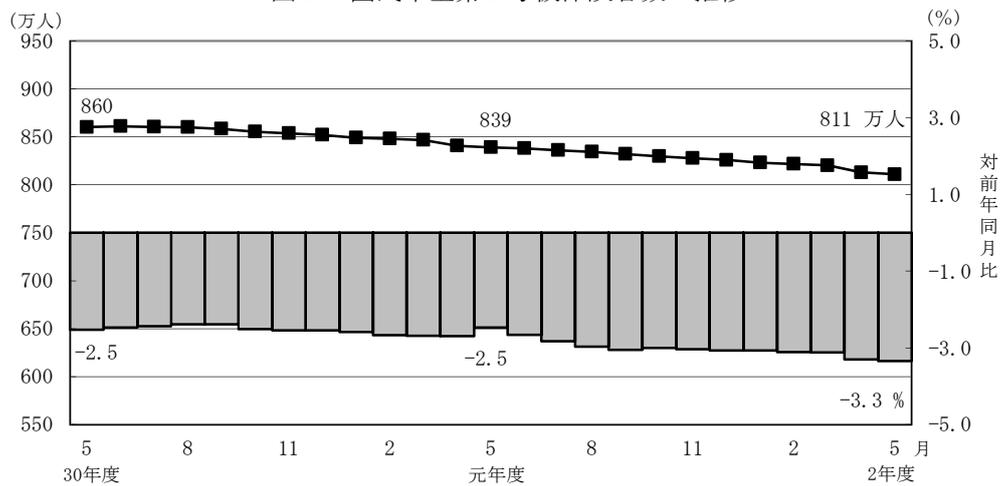
- 令和2年5月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,400万人となっており、前年同月に比べて12万人（0.9%）減少している。内訳をみると、男子は731万人（対前年同月比4万人、0.5%減）、女子は670万人（対前年同月比9万人、1.3%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は811万人となっており、前年同月に比べて28万人（3.3%）減少している。内訳をみると、男子は11万人（対前年同月比3千人、2.8%増）、女子は799万人（対前年同月比28万人、3.4%減）となっている。

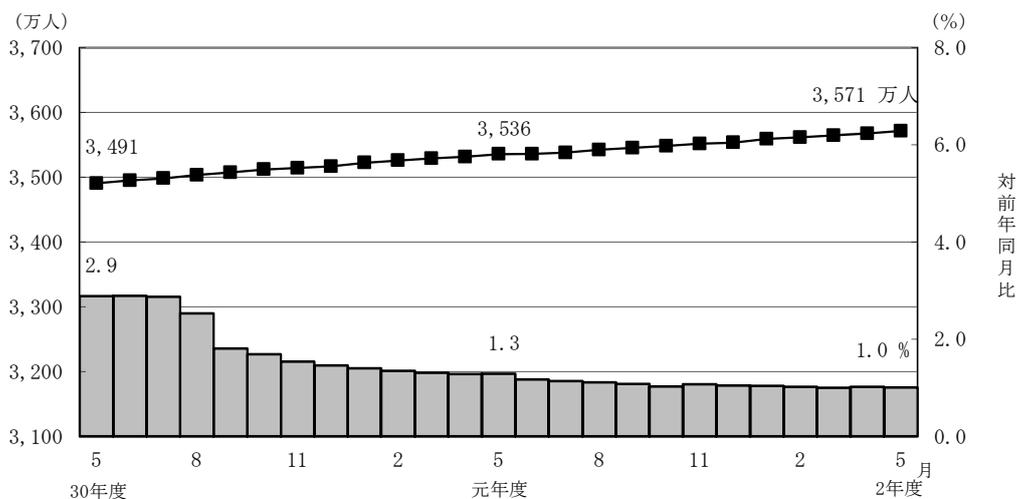
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



## (2) 給付状況

- 令和2年5月末の国民年金受給者数は3,571万人（旧法拠出制80万人、基礎年金3,491万人）で、前年同月に比べて36万人（1.0%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,364万人（旧法拠出制75万人、基礎年金3,288万人）で、前年同月に比べて33万人（1.0%）増加している。
- 障害給付の受給者数は200万人（旧法拠出制4万人、基礎年金196万人）で、前年同月に比べて3万人（1.7%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は8万人（旧法拠出制9千人、基礎年金7万人）で、前年同月に比べて2千人（2.7%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和2年5月末で5万6,194円となっている。  
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万4,311円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、5月は新規裁定者8千人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は6.5%である。なお、令和元年度新規裁定者の繰上げ受給率は6.1%となっている。